

お客さま各位

目黒信用金庫

民法改正を踏まえた預金規定類等の改定について

当金庫は、令和 2 年 4 月 1 日に施行される民法改正を踏まえ、預金規定類を下記のとおり令和 2 年 4 月 1 日より改定します。なお、改定後の規定は本規定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 今回改定する主な預金規定類等
- 普通預金(無利息の決済用普通預金を含む)規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、当座勘定規定、通知預金規定、定期性総合口座取引(無利息の決済用普通預金を含む)規定、期日指定定期預金規定、自動継続期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金規定、自動継続自由金利型定期預金規定、変動金利定期預金規定、自動継続変動金利定期預金規定、定期積金規定、振込規定、キャッシュカード規定、貸金庫規定等。
2. 主な改定事項
- (1)手数料、金利の表示方法に係る文言を変更
- (2)成年後見人ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱いの明確化
- (3)お客さまへの通知についての到達範囲の明確化
- (4)各種規定変更時の周知方法についての変更
- (5)定期預金について、期日前解約の取扱いについて明確化
3. 普通預金規定、自由金利型定期預金共通規定、自由金利型定期預金個別規定の新旧対照表は、以下のとおりです。左記以外の規定についても、同様に改定を行います。なお、改定後の各種規定は当金庫ウェブサイトをご覧ください。

普通預金規定(新)	普通預金規定(旧)
2. (証券類の受入れ) (1)～(4)略 (5)証券類の取立のためにとくに費用を要する場合には、 <u>当金庫所定の方法により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</u>	2. (証券類の受入れ) (1)～(4)略 (5)証券類の取立のためにとくに費用を要する場合には、 <u>店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</u>
6. (利息) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、 <u>当金庫所定の方法により表示する毎日の利率によって計算の上この預金に組入れます。</u> ～	6. (利息) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、 <u>店頭に表示する毎日の利率によって計算の上この預金に組入れます。</u> ～
8. (成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、 <u>預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</u>	8. (成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
14. (通知等) <u>届出のあった氏名・住所に充てて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときまたは預金者が到着を妨げたときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u>	14. (通知等) <u>届出のあった氏名・住所に充てて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u>
18. (規定の変更等) (1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>	18. (規定の変更等) <u>(新設)</u>

自由金利型定期預金共通規定(新)	自由金利型定期預金共通規定(旧)
4. (預金の解約、書替継続) (1) <u>この預金は当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u> (2) <u>この預金を解約又は書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに当店に提出してください。</u>	4. (預金の解約、書替継続) <u>(新設)</u> (1) <u>この預金を解約又は書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに当店に提出してください。</u>
6. (成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、 <u>預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</u>	6. (成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
10. (通知等) <u>届出のあった氏名・住所に充てて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときまたは預金者が到着を妨げたときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u>	10. (通知等) <u>(新設)</u>
11. (規定の変更等) (1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>	11. (規定の変更等) <u>(新設)</u>

自由金利型定期預金個別規定(新)	自由金利型定期預金個別規定(旧)
1. (利息) (1)～(2)略 (3) <u>この預金を I . 4. (1)により満期日前に解約する場合には、～。</u>	1. (利息) (1)～(2)略 (3) <u>当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、～。</u>